

2022年8月31日

ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、 国連グローバル・コンパクト（UNGC）への賛同に関するお知らせ

ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社は、サステナビリティへの取り組みに係る4つの重点領域として「地球環境の保全」「不動産運用市場の持続的発展」「持続可能な社会の実現」「社員と組織の成長」を掲げておりますが、気候変動及び人権問題への対応をより一層推進させるべく、今般新規のイニシアティブとして下記の通り「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」、「国連グローバル・コンパクト（UNGC）」に賛同しましたのでお知らせ致します。

記

1. 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の概要

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）とは、G20の要請を受け、金融安定理事会（FSB）により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討するため、マイケル・ブルームバーグ氏を委員長として設立された組織です。TCFDは2017年6月に最終報告書を公表し、企業等に対し、気候変動関連リスク・機会に関する以下の項目の開示を推奨しています。

ガバナンス：気候関連のリスクと機会に係る組織のガバナンス体制

戦略：気候関連のリスクと機会が事業戦略や財務計画に及ぼす実質的・潜在的な影響

リスク管理：気候関連のリスクの特定・評価・管理に係る手法

指標と目標：気候関連のリスクと機会を評価・管理する際の指標と目標



詳しくは、「Task Force on Climate-related Financial Disclosures」のウェブサイトをご覧ください（英語のみ）。(<https://www.fsb-tcf.org/>)

2. 国連グローバル・コンパクト（UNGC）の概要

国連グローバル・コンパクト（UNGC：The United Nations Global Compact）とは、各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップの発揮により、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現する為の世界的な枠組み作りに参加する自発的な取り組みです。1999年のダボス会議にてコフィ・アナン国連事務総長（当時）が提唱し発足されて以来、2021年までに世界約160ヶ国、17,500以上の企業・団体が賛同し、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野・10原則に従い企業活動を行っています。

国連グローバル・コンパクト（UNGC）10原則

人権	企業は、	原則1	国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
		原則2	自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。
労働	企業は、	原則3	組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、
		原則4	あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
		原則5	児童労働の実効的な廃止を支持し、
		原則6	雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。
環境	企業は、	原則7	環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
		原則8	環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
		原則9	環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。
腐敗防止	企業は、	原則10	強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

WE SUPPORT



詳しくは、「United Nations Global Compact」のウェブサイトをご覧ください（英語のみ）。

[\(https://www.unglobalcompact.org/\)](https://www.unglobalcompact.org/)



DIAMOND
REALTY
MANAGEMENT

3. 今後の取り組み

ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社は、今後も「人と組織」、「地球環境と社会」に配慮した「不動産運用事業」の推進を目指す「サステナビリティ経営」を実践して参ります。

以 上

【ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社の概要】

本社 : 東京都千代田区平河町2丁目16番1号

事業内容: 不動産私募ファンドの組成・運用及びアドバイザー業務・コンサルティング業務

株主構成: 三菱商事株式会社 (100%)

代表者 : 代表取締役社長 竹内 竜太

設立 : 2004年

従業員数: 102人 (2022年6月末時点)

【プレスリリースに関するお問合せ先】

ダイヤモンド・リアルティ・マネジメント株式会社

TEL: 03-5212-4811 / FAX: 03-5212-4818

- ・ 本プレスリリースは、金融商品取引法に規定される広告その他これに類似するものには該当しません。
- ・ 本プレスリリースは、当社による投資運用業務の提供や特定の運用商品の勧誘を目的としたものではありません。また、当社は、本プレスリリースを用いて本資料に記載されているファンド等について勧誘を行っているものではありません。
- ・ 本プレスリリース中の将来の事項に関する推定、予測、予想又は見解に係る記述については、実際の結果と一致することを保証又は約束するものではありません。

